教職員の業務負担軽減に関する項目

教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしている。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の配置については、標準法による定数を基礎として、各校の状況を勘案の上、配置している。

府教育委員会としては、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してきたところ。

令和３年度文部科学省予算案においては、学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に向け、小学校における学級編制の標準の35人への引き下げを含む、3,141人の定数改善が行われることとなっている。

府教育委員会としては、引き続き、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府教育委員会においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用選考において、障がいのある受験者に対し、受験上の様々な配慮を行ってきた。

教員採用選考については、これまでも対象としてきた身体障がい者に加えて、昨年度から新たに知的障がい者及び、精神障がい者を対象としたところ。

公立義務教育諸学校事務職員採用選考においても、昨年度の採用選考から、教員採用選考と同様に、障がい種別を問わないこととし、年齢要件を30歳以下から59歳以下に緩和するとともに、大阪府内の居住要件を廃止した。

府立学校実習教員採用選考や今年度から募集を再開した府職員（農芸員）採用選考の障がい種別、年齢要件及び在住要件についても、公立義務教育諸学校事務職員採用選考と同様の取扱いとした。

職場環境等の整備に係る合理的配慮に関しては、障がい者である職員の方からの職業生活に関する相談及び合理的配慮の申出等の相談窓口となる障がい者職業生活相談員を選任し、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」を策定したところ。同計画に基づき、障がい者の活躍を推進するための環境整備を進めてまいる。

障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、今後とも適切に対応してまいる。

府立学校における障がいのある生徒・教職員のための施設・設備の整備については、関係課と調整を図りながら「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープや手すりの設置、便所の改修等を計画的に実施している。

また、車いす等を使用する生徒・教職員が、学校内における上下移動を安全かつ容易に行えるようエレベーターを整備しており、令和元年度末時点で、９６校での整備が完了している。

教職員の勤務労働条件に関する項目

学校における働き方改革を進める観点から、長期休業期間中における代替教員等の措置についても、対処してまいる。

教職員の勤務労働条件に関する項目

会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第４項の規定に基づき、国の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされていることから、無給の病気休暇を設定したところ。

教職員の労働安全に関する項目

府教育庁では、令和元年5月、全ての府立学校に「暑さ指数計」と「啓発用ポスター」を配付し、暑さ指数を正確に測ることで、体育の授業等を行う際の的確な判断につなげ、熱中症事故の防止を図っているところ。市町村教育委員会に対しても、この取組みを参考通知するとともに、引き続き熱中症事故の防止に万全を期すようお願いしたところ。